

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

(有)いきいきワーク佐久

労働者派遣許可番号 派20-110004

改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下の通り公開します。

1.対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

2.マージン率等

1 派遣労働者の数(1日平均実績)	47 人
2 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	17 件
3 マージン率	30.9%
4 派遣料金の平均額(1日8時間当たり)	13,892 円
5 派遣社員の賃金の平均額(1日8時間当たり)	9,593 円
6 労働者派遣法第30条の4第1項 労使協定を締結しているか否かの別 ・派遣労働者は全員労使協定対象者 ・労使協定の有効期間 : 令和9年3月31日	締結有
7 教育訓練に関する事項	新入社員教育、安全衛生教育 キャリアアップ教育 他
8 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	キャリアコンサルティングの相談窓口 宮崎 敦(電話:0267-64-1189)
9 福利厚生	社会保険・雇用保険加入あり 年次有給休暇、健康診断制度あり

○マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣社員の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

○マージン率に含まれるもの

- ・雇用主負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- ・労働者が有給休暇又は慶弔休暇を取得した際に支払う賃金(派遣先に請求できない費用)
- ・労働者の健康診断費用等福利厚生費
- ・教育訓練、研修会参加費用の補助や支援に充当した費用
- ・社員の通勤の為の費用
- ・営業、管理、採用活動等の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・事業運営上必要となるシステム維持費、事務所賃借料、広告宣伝費等をはじめとする諸費用
- ・営業利益等が含まれています。

以上